




社会福祉法人 揺籃会

清祥園




 特別養護老人ホーム 清祥園

 デイサービスセンター 清祥園

 居宅介護支援事業所 清祥園

地域密着型事業所 **ハピネス**

 認知症高齢者グループホーム 清祥園

 小規模多機能型居宅介護事業所 清祥園

法人のご案内

社会福祉法人 揺籃会

基本理念

1. 社会の先輩である老人に常に報恩の精神で奉仕しましょう。
 2. 人生を尊び老後を常に明るく充実した日々を送る環境をつくりましょう。
 3. 老人の幸せを吾々社会の幸せとして尽くしましょう。
- (昭和47年2月1日制定)

事業所紹介

【第1種社会福祉事業】

- ・軽費老人ホーム ひいらぎ荘
- ・特別養護老人ホーム ゆうあいの郷
- ・障害者支援施設 あかとき学園
- ・特別養護老人ホーム 清祥園
- ・地域密着型特別養護老人ホーム ゆうあいの郷

【第2種社会福祉事業】

- ・深川西町保育所
- ・わかば保育園
- ・通所介護事業所 デイサービスセンター 清祥園
- ・通所介護事業所 うらうすデイサービスセンター
- ・多度志デイサービスセンター しらゆりの里
- ・短期入所生活介護事業所 清祥園
- ・認知症高齢者グループホーム 清祥園
- ・障害者支援施設 あかとき学園
- ・就労支援センター 青空
- ・北空知障がい者支援センター あっふる
- ・短期入所生活介護事業所 ゆうあいの郷
- ・認知症高齢者グループホーム ゆうあいの郷
- ・共同生活支援センター すずらん
- ・就労支援センター きらり
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 清祥園

【公益を目的とする事業】

- ・居宅介護支援事業所 清祥園
- ・居宅介護支援事業所 ゆうあいの郷

事務局所在地

北海道深川市納内町北3番97号
(特別養護老人ホーム 清祥園)

法人役員

理事：12名
監事：3名
評議員：25名

沿革

- 1971(昭和46年) 社会福祉法人 広里会設立・永倉民郎理事長就任
- 1972(昭和47年) 特別養護老人ホーム 清祥園開設(広里会)
- 1977(昭和52年) 社会福祉法人 揺籃会設立・永倉民郎理事長就任、西町保育所開設(揺籃会)
- 1978(昭和53年) 優良民間社会福祉事業施設団体 天皇陛下御下賜金(広里会)
- 1980(昭和55年) 精神薄弱更生施設 あかとき学園開設(広里会)
- 1984(昭和59年) わかば保育園併合(揺籃会)
- 1985(昭和60年) 社会福祉法人 広里会 大谷 武理事長就任
社会福祉法人 揺籃会 永倉尚郎理事長就任
- 1986(昭和61年) 軽費老人ホーム ひいらぎ荘開設(揺籃会)
- 1993(平成5年) 特別養護老人ホーム ゆうあいの郷開設(揺籃会)
- 1996(平成8年) 特別養護老人ホーム 清祥園 納内町へ新築移転
深川市デイサービスセンター 清祥園開設(広里会)
深川市在宅介護支援センター 清祥園開設(広里会)
- 2005(平成17年) グループホーム ゆうあいの郷開設(揺籃会)
- 2006(平成18年) 社会福祉法人 広里会 永倉尚郎理事長就任
- 2007(平成19年) 社会福祉法人 揺籃会 青木守二理事長就任
- 2008(平成20年) 多度志生活支援ハウス しらゆりの里併合(揺籃会)
- 2011(平成23年) 障害者支援施設 あかとき学園 移転新築(広里会)
- 2012(平成24年) 地域密着型特別養護老人ホーム ゆうあいの郷(揺籃会)
地域密着型事業所 ハピネス開設(広里会)
(認知症高齢者グループホーム)(小規模多機能型居宅介護事業所)
- 2013(平成25年) 社会福祉法人 広里会・揺籃会合併協議会設立
両法人 合併調印 北海道知事より合併承認認可
- 2014(平成26年) 社会福祉法人 広里会解散 社会福祉法人 揺籃会へ合併

居宅介護支援事業所 清 祥 園

ご本人様やご家族様に代わり、要介護認定の申請やケアプランの作成や各種サービスの利用等介護サービス上の各種手続き、事業所等の紹介、また適切なサービスが受けれるように事業所とご家族様の連絡調整などを行うところになります。また、介護に関する様々なお悩みご相談なども受け付けています。

要介護認定について

- 介護保険の各種介護サービスを利用する為にはまず、利用を希望している方が「介護が必要であるか、またどの程度の介護を必要としているか」を判断する「要支援・要介護認定」が必要になります。
- 介護が必要であると認定されると、「要支援1・2、要介護1・2・3・4・5」と必要に応じて介護度が決まり介護度に応じて利用できる額が変わります、その範囲内で必要な介護サービスを受けられます。
- 居宅介護支援事業所は、この要介護認定の申請の手続きも代行しております。
- 要介護認定を受けるには、各市町村（又は特別区）の介護保険係に申請します。申請後、市町村より来られた調査員がご自宅等に伺い、心身の状況を調べるための認定調査を行います。認定調査の他に、市から主治医に介護を必要とする原因疾患等についての意見書の作成を依頼します。
- 認定調査の結果と、主治医意見書、それらの内容をコンピューターで判定した1次判定結果を基に、介護認定審査会で審査、判定を行い、介護が必要かどうかを判断します。



ケアプランについて

- ケアプラン（居宅サービス計画書）は、要介護認定を受けた方の介護ニーズを把握し、ご本人様の自立を支援し健やかな生活が送れるように、又ご家族様の負担軽減のために、様々な種類の介護保険サービスの中から必要なサービスを「いつ、どれを、どのように、どの程度」利用するかという計画書になります。
- ケアプランの作成については、担当のケアマネージャーとご本人様、ご家族様などで話し合い一緒に作り上げていきます。また、ケアプランについては代行を依頼せず、自分で作成する事も可能です。



ケアマネージャーについて

- ケアマネージャー（介護支援専門員）は、介護保険法によって定められた資格です。医療・福祉等の分野での十分な実務経験があり、都道府県による試験に合格し、実務研修を終了した者のことを言います。
- ケアマネージャーは、要支援・要介護と認定されたご本人様やご家族様がどのようなサービスを必要としているかを把握し、必要な介護サービスを受けれる様にケアプランを作成し、各種介護サービス事業所と連絡調整を行う仕事をしています。又、介護サービスに係る様々なご相談、助言なども行います。



居宅介護支援事業所 清祥園は在宅生活されている方の介護に関するお悩みやご相談・ご支援等をさせて頂いており、介護支援専門員は2名で皆様のご支援をさせて頂いております。相談当初は個人情報保護法にも留意し、対応させて頂きますのでよろしくお願い致します。



- ◆ J R 深川駅より15分、J R 納内駅より 3分
- ◆ 空知中央バス～納内停留所より徒歩 7分

社会福祉法人 揺籃会 清祥園

☎078-0153 北海道深川市納内町北 3 番97号

特別養護老人ホーム 清祥園 (代表) TEL (0164) 24-3911
 デイサービスセンター 清祥園 TEL (0164) 24-3911
 居宅介護支援事業所 清祥園 TEL (0164) 24-3900

ホームページ <http://www.yourankai.or.jp>
 メールアドレス seishouen@yourankai.or.jp

地域密着型事業所 ハピネス

☎078-0153 北海道深川市納内町北 3 番59号

認知症高齢者グループホーム 清祥園 TEL (0164) 24-3901
 小規模多機能型居宅介護事業所 清祥園 TEL (0164) 24-3901

ホームページ <http://www.yourankai.or.jp>
 メールアドレス happiness@yourankai.or.jp